

# ウェルビーイング共創事業の支援業務仕様書

## 1. 業務名

ウェルビーイング共創事業の支援業務(以下、「本業務」という。)

## 2. 目的

本業務は、市民がふだんの暮らしの中で「お互いの存在の尊重」や「その人らしさ」などを実感した経験やエピソードを収集・共有し、それらに含まれる要素を分析することで、人とのつながりやコミュニティにおける関係性を可視化・言語化するものである。こうした取り組みを通じて本業務に参加した市民の理解を深めるとともに、この活動を広く周知・啓発することにより、市民全体の社会的・自己存在的なウェルビーイングの向上をめざす。

また、本業務は2か年事業の1年目とし、2年目は、1年目の取り組みを踏まえて、市民自らが、社会的・自己存在的なウェルビーイングの向上に繋がる行動を実践していくことにより、本市がめざす「自分らしく暮らすことができている」と感じられるまちづくりや、市の施策の土台づくりに資するものである。

【参考】 河内長野市第6次総合計画 基本計画(河内長野市ホームページ)

<https://www.city.kawachinagano.lg.jp/uploaded/attachment/46142.pdf>

河内長野市がめざすウェルビーイング(広報かわちながの 3月号特集) 別紙1

## 3. 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日(水)まで

## 4. 業務内容

本業務では次の業務を行う。各業務の具体的な内容・手法については、本仕様書に定める事項を踏まえた上で、本事業の受託者(以下、「受託者」という。)の企画提案に基づき、本市と協議の上決定する。

なお(3)～(6)は本市が想定する実施内容である。本事業の目的達成のため、提案者の創意工夫による提案を妨げるものではないが、市民による対話のプロセスそのものがウェルビーイングの実践であるという認識のもと、本市のウェルビーイングを帰納的に定義し、市民に効果的な啓発ができるものとする。

また、参加者の中だけで閉じるのではなく、市民全体への波及を意識すること。

### (1)全体計画の作成と実施

受託者は、契約締結後速やかに、本業務を円滑に遂行するため全体スケジュール及び各工程における作業項目を示した全体計画の作成を行い、本市と協議の上、合意内容に基づき確実に実施すること。

なお、本市と月 1 回以上の定例協議を行うこと。定例協議は対面又はオンラインで実施するものとする。受託者は協議ごとに記録(議事要旨)を作成し、本市へ共有すること。

#### 【企画提案書に含める事項】

- ①河内長野市第6次総合計画及び本市がめざすウェルビーイングと提案内容の関係性
- ②提案内容に取り組むことによる、市の短期的(1～2年)・中期的(5年程度)・長期的(10年程度)なメリット
- ③全体工程及びスケジュール

### (2)エピソードの収集

市民から、日々の暮らしの中での市民の以下のような経験(エピソード)を収集すること。収集したエピソードは、(4)～(6)の各業務において使用する。

募集の周知方法(市の広報媒体は利用可能)と収集の手法、事業目的の達成に適切と考える収集目標数を、根拠とともに企画提案書において提案すること。

- ・ お互いの存在の尊重や認め合いを感じた話
- ・ 自身や相手の「自分らしさ」を感じた話
- ・ リバーシブルな関係性(立場や役割が固定されず、状況に応じて役割が入れ替わるような関係性)を感じた話 など

#### 【企画提案書に含める事項】

- ①募集の周知方法(市の広報媒体は事前に市と協議の上で利用可能)と収集の手法
- ②エピソードの目標数(最低 50 件以上とすること)とその理由

### (3)市民参加体制の構築

本業務は、公募市民を含む 20～30 人程度による体制での運営を想定しているが、事業目的の達成に適切と考える規模を、根拠とともに企画提案書において提案すること。

本体制は、(4)及び(5)の実施のために構築するものであり、その活動内容を(6)に反映させるものである。

なお、公募市民の募集は市の広報媒体を活用して本市が実施可能であるが、選定等は市との協議を踏まえて受託者が行うものとする。

#### 【企画提案書に含める事項】

- ①参加者の人数(本事業の目的を達成するために適切と考える規模とその根拠)
- ②参加者の構成に関する考え方(公募市民・地域団体等からの推薦・学識経験者等、人数バ

ランス、各区分に期待する役割等)

③多様な属性の参加を確保するための具体的な方策や、参加者の意欲を引き出す工夫

#### (4)収集したエピソードの共有(共感)と読み解き(分析)

市民参加のワークショップ等(上記(3)にて構築した体制による。)にて、収集したエピソードを共有して読み解き、含まれる要素を分析することにより、「河内長野らしいウェルビーイングの要素とは何か」を探る。

本活動は、(5)の定義を作成するためのものである。市民の実体験である各エピソードに含まれる「自分らしく生きている」「お互いを尊重している」などの要素を共有し、可視化することを目的とする。なお、ワークショップ等の開催回数は3回以上とする。

また、開催場所については、事前に調整の上、市内公共施設の一部を無償で提供することも可能であるが、必ず要望どおりにできるものではないので注意すること。

##### 【企画提案書に含める事項】

①市民参加による体制にて河内長野市らしい要素を導き出す工夫

②開催の形態(ワークショップ、講演会等)、開催場所、回数、時間、実施形態(対面・オンライン・ハイブリッド)は、事業目的の達成に適切と考える内容を提案すること

#### (5)「河内長野市のウェルビーイング」の定義

市民参加のワークショップ等での分析に基づき「河内長野市のウェルビーイング」を導き出す。(4)のワークショップ等の活動において実施しても差し支えない。

なお、本定義付けは、(4)の活動を通じて、普段の暮らしの中に既にウェルビーイングの考え方が存在していることについて、市民が気づくためのきっかけを創出することを目的とする。

##### 【企画提案書に含める事項】

①市民のエピソードから帰納的に定義を導く手法やプロセス

#### (6)広報啓発物の制作と納品

上記(2)～(5)の活動に関する広報啓発物を制作すること。下記に一例を示すが、提案者の創意工夫による提案を妨げるものではなく、印刷物によらない提案も可とする。

ただし、印刷物以外の提案とする場合は、本業務終了後も、本業務の取り組みが広く市民に啓発が可能である形式にて提案すること。

なお、印刷物を提案する場合は下記の点に留意すること。

①印刷の仕様(サイズ、色数、用紙、加工等)と作成部数は提案に含めること。作成部数は5,000部以上とする。

②校正は初稿・再稿の最低2回を実施し、本市の承認を得た上で印刷すること。

- ③読み手である市民の興味を引き、共感を得られる仕様・紙面構成とすること。仕様・紙面構成については、提案の根拠もあわせて示すこと。
- ④紙面デザイン、印刷、本市への納品に関する費用は本業務に含める。
- ⑤紙面デザインは、編集可能な形式(AI・PSD 等)及び汎用形式(PDF・PNG・JPEG 等)の両方で市に納品すること。
- ⑥想定に近い作成例があれば提案の際に提示すること。

提案の一例(4 ページ構成の例)

ページ	内容	意図
p.1 (表紙)	タイトル+定義(核となる一文や特徴の一覧など)	市民に一目で全体像を伝える
p.2-3 (見開き)	各特徴を象徴するエピソード+定義完成までのプロセス紹介	市民の体験から帰納的に導いたことを可視化する
p.4 (裏表紙)	本事業の活動紹介+「あなたのエピソード」の募集	自分事として捉えてもらうきっかけづくり

(7)アンケートの作成・実施

本事業の効果を測定するための複数回のアンケートを実施すること。なお、「5. 成果指標」で提案する指標の測定を含むものとする。

**【企画提案書に含める事項】**

- ①アンケートのねらい、実施のタイミング、対象者、実施方法、測定する項目等

(8)2年目の展開に関する提案

1年目の活動(提案)を踏まえた 2年目に想定する事業展開イメージを提案すること。

なお、令和9年度の業務委託については、1年目の事業実績や2年目の提案内容への接続を踏まえ、本市が必要性を認めた場合には、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき受託者と随意契約を締結することも想定しているが、これは2年目の契約を保証するものではない。

提案にあたっては、下記の点に留意すること。

- ①予算規模は本業務と同額程度を想定すること
- ②1年目の活動の延長のみの構成としないこと
- ③具体的な行政上の課題解決(例:居場所、孤立や孤独の防止、健康増進など)に繋がる取り組みを含めること
- ④2年目終了後、行政に頼らずとも、市民が主体的に行動を継続できるような仕組みを想

定すること

#### (9) 独自提案した取組の実施等

受託者は、上記の委託業務の内容以外に本事業の目的の達成に資する提案や独自の企画など、より効果的な取り組みとするために必要と考えられることを提案し、実行すること。

##### 【企画提案書に含める事項】

① 独自の提案・企画である部分について明示すること。

### 5. 成果指標

受託者は、成果指標の達成に向けて業務を実施し、達成状況を事業報告書に記載すること。成果指標の項目及び目標値については、企画提案書にてその理由とともに提案すること。

なお、参考に市が想定する指標の項目を例示する。

- ・収集するエピソード数
- ・本事業に参加した市民の意識の変化
- ・本事業に参加した市民の満足度

### 6. 実施体制

- (1) 受託者は、本業務の統括責任者として業務責任者を1名配置すること。
- (2) ワークショップのファシリテーターは、市民参加型ワークショップのファシリテーション経験を有すること。
- (3) ウェルビーイング、まちづくり、市民協働等のいずれかまたは全ての分野における専門的知見を有する者が参画、または運営に協力すること。
- (4) 業務の実施体制(業務責任者、ファシリテーター、制作担当者等の氏名・経歴・役割分担)を企画提案書に明記すること。

### 7. 個人情報の保護

- (1) 受託者は、本業務の実施に際して知り得た個人情報を、本業務の目的以外に使用してはならない。
- (2) 受託者は、河内長野市個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例その他関係法令を遵守すること。

- (3)参加者等の写真や映像、発言内容等を成果品等に使用する場合は、事前に本人の同意を得ること。
- (4)業務終了後、個人情報を含む資料は本市に提出し、受託者が保有する複製物があれば確実に廃棄すること。

## 8. 守秘義務

受託者は、本業務の実施に際して知り得た情報を、本業務の目的以外に使用し、又は第三者に漏らしてはならない。本業務終了後も同様とする。

## 9. 業務報告

本業務終了後、以下の内容を含む事業報告書を速やかに提出すること。

なお、業務途中、本市から進捗状況等の報告を求められた場合には速やかに報告すること。

- (1)事業の実施経過(各活動の実施日時、参加者数、内容の概要)
- (2)市との協議記録(4.(1)に示す定例協議の記録)
- (3)市民から収集したエピソード
- (4)成果指標の達成状況
- (5)参加者アンケートの集計・分析結果
- (6)2年目(実践・展開)に向けた提案
- (7)活動の記録(写真、動画等)

## 10. 成果品

本業務の成果品は次のとおりとし、指定する期日までに、指定する納品形式により納品すること。

なお、広報啓発物について印刷物作成に代わる提案を行う場合は、納品形式について提案書に明記すること。

成果品	納品形式
広報啓発物(再掲) ※印刷物を作成する場合	印刷物:最低 5,000 部 紙面デザインデータ:編集可能な形式(AI・PSD 等)及び汎用形式(PDF・PNG・JPEG 等)で納品
事業報告書	電子データ(PDF)及び印刷物(1 部)
業務遂行における写真等記録	電子データ

## 11. 著作権等の取扱い

- (1) 本業務により生じた成果物の著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む)は、納品をもって本市に帰属するものとする。
- (2) 受託者は、本市に対して著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果物に第三者の著作物(写真・イラスト・フォント等)を使用する場合、受託者はその利用許諾を取得し、本市が本業務の目的の範囲で自由に使用できるよう必要な措置を講じること。
- (4) 市民から収集したエピソードの利用については、提供者から事前に利用範囲の同意を得るものとし、その書式・手続きは本市と協議の上決定する。

## 12. 再委託

受託者は、本業務の全部を第三者に再委託してはならない。本業務の一部を第三者に再委託する際は、書面により事前に本市の承諾を得ること。

提案時点で再委託を予定する場合は、再委託先(予定)及び委託内容を企画提案書・体制図に記載すること。実施にあたっては、契約後、書面により本市の承諾を得ること。

## 13. 業務の検査

受託者は、業務完了後速やかに業務完了届及び成果品を提出し、本市の検査を受けること。検査の結果、不合格となった場合、受託者は自己の費用と責任において速やかに修正すること。

## 14. 支払条件

全ての業務が終了し、全ての成果品、その他関係書類が納品され、本市の検査に合格したときは、本市の定める手続きに従って契約金額の支払を請求すること。

## 15. 事故等の報告

業務の実施中に事故等が発生した場合、受託者は直ちに本市に報告し、その指示に従うこと。受託者の責に帰すべき事由により本市又は第三者に損害を与えた場合、受託者がその損害を賠償するものとする。

## 16. 関係法令の遵守

受託者は、本業務の実施にあたり、関係法令を遵守すること。

## 17. 契約解除

本市は、受託者が次のいずれかに該当する場合、契約を解除することができる。

- (1) 本仕様書に定める業務を履行しないとき
- (2) 受託者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条に規定する暴力団員等に該当すると認められるとき
- (3) その他本市が契約を継続し難いと認める事由が生じたとき

## 18. その他

業務履行にあたり疑義が生じた事項やこの仕様書に定めのない事項については、本市と受託者で協議の上決定するものとする。